六価クロム自動分析装置の賃貸借

一　般　競　争　入　札

入　札　説　明　書

平 成 ２ ４ 年 ５ 月

福島県ハイテクプラザ

この入札説明書は、六価クロム自動分析装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）

福島県ハイテクプラザ所長　袖岡賢

２　入札に付する事項

(1) 件名及び数量

六価クロム自動分析装置　一式（据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）

(2) 業務の仕様等

六価クロム自動分析装置仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 賃貸借期間　平成２４年６月１日から平成２５年３月３１日（１０ヶ月）

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者で、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号、以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に本県から施行令第１６７条の４第２項の規定による入札参加資格の制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品を国又は地方公共団体へ貸与した実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理及び部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者でること。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、次に示す書類を５(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務経歴書（様式２）

エ 主任技術者経歴書（任意様式）

オ ３(2)から(5)に示す入札者に必要な資格を有することを証明するに足りる書類（任意様式）

(2) 前項の書類は、平成２４年５月９日（水）から平成２４年５月１８日（金）まで（持参する場合は土曜日・日曜日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）に提出すること。

なお、提出期限までに当該申請を行わなかったときは、当該資格を与えないので注意すること。

(3) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式３）により、平成２４年５月２１日（月）以降、入札者に対して通知する。

５　入札書の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号　９６３－０２１５

住　　所　福島県郡山市待池台１－１２

福島県ハイテクプラザ企画管理科

電　　話　０２４－９５９－１７３６

ＦＡＸ　０２４－９５９－１７６１

電子メールアドレス　hightech-kikaku@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

平成２４年５月９日（水）から平成２４年５月１８日（金）までの午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日、日曜日を除く）。

郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格Ａ列４番の大きさの用紙２０枚程度が入る大きさで、２００円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、５(1)に掲げる場所まで請求すること。

なお、福島県ハイテクプラザホームページからダウンロードして入手することができる。

（http://www4.pref.fukushima.jp/hightech/index-pc.html）

６　入札書の提出方法等

(1) 入札書の作成方法

入札書は、以下の方法により作成しなければならない。なお、入札書の参考様式は様式４のとおりである。

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ　委託業務名を記載すること。

エ　記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

オ　代理人をして入札書を提出する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、代理人をして入札書を提出する場合は、委任状（様式５）を併せて提出すること。

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は郵便によることとし、入札に参加する者は、入札書を以下の方法により５(1)に掲げる場所に郵送しなければならない。

ア　入札書の郵送は、一般書留又は簡易書留により行うこと。

イ　封筒は、外封筒と中封筒の二重封筒とすること。

ウ　中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、委託業務名を記載すること。

エ　外封筒には、入札書を封入した中封筒及び委任状がある場合は委任状を入れ、会社名、担当者名及び連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）を記載すること。

オ　一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(3) 入札書の提出期限

平成２４年５月２５日（金）午後５時１５分までに必着とする。

７　入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、６(3)に掲げる日時までに入札金額の１００分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）第１６９条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を８に掲げる日時までに、５(1)に掲げる場所まで提出すること。

(4) 財務規則第２４９条第１項各号(別記)に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式６）、納入実績証明書（様式７）により４(2)に掲げる期日までに５(1)に掲げる場所へ申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、６(3)に掲げる日時までに５(1)に掲げる場所へ申請するものとする。

８　開札の日時及び場所

平成２４年５月２８日（月）　午後１時３０分

福島県郡山市待池台１－１２　福島県ハイテクプラザ内

９ 開札方法

(1) 開札は、８で指定する日時及び場所において、公開で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。入札者は傍聴人として出席することができる。

(3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、初回入札者を対象に、郵便による再度入札を行う。再度入札における入札書の提出期日等は、別途通知する。

１０ 入札心得

(1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、電話又は一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式９）により、説明を求めることができる。

質問者へは、電話又はファクシミリにより回答するが、その内容が他の入札参加希望者も知る必要があると判断した場合には、福島県ハイテクプラザホームページに掲載して他の入札参加希望者にも周知する。

質問受付期間　平成２４年５月９日（水）から平成２４年５月１５日（火）まで（質問書を持参する場合は、土曜日・日曜日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

受付方法　　電話、質問書の郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

受付場所　　５(1)に掲げる場所

(2) 入札者及び代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(3) 入札者は、次の各号の一に該当する者を代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

11　入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) ３に示す入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 記名押印を欠く入札
(5) 金額を訂正した入札
(6) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(7) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(8) 明らかに連合によると認められる入札
(9) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

13　落札者の決定方法に関する事項

(1) 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 最低価格入札をした者が２人以上あるときは、別に定める「郵便入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。
(3) 落札者に対しては、開札後速やかに電話等確実な方法により通知する。
　落札しなかった者に対しては特に通知は行わないが、電話等により問い合わせがあれば、口頭により回答する。
(4) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約を行うことができる。

14　契約保証金に関する事項

(1) 落札者は、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
(2) 契約保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第１６９条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
(3) 財務規則２２９条第１項各号(別記)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

15　契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札の決定から４日以内に契約の取り交わしを行うこと。
(2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４号第５項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
(3) 落札者が、15(1)に定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16　契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17　その他

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(3) 入札から落札者の決定までに入札者が３に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者としない。

(4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア　本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡。

イ　第三者への配布を目的とした本説明書の複写

ウ　第三者への本説明書複写物の配布

（別紙）

郵便入札におけるくじ

競争入札の開札の結果、最低価格の入札が複数あった場合は、以下の方法により落札者を決定する。

１　入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（０００～９９９）を記入する。

なお、記入がない場合などは、００１の番号が記載されたものとみなす。

２　くじの手順

⑴ 同額入札を行った者に、株式会社や有限会社を除外した社名の五十音順にくじ番号（０、１、２…）を付与する。

⑵ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

⑶ 上記⑵の計算結果による余りと一致した上記⑴のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

（例）入札参加者３名が同額入札の場合

⑴ 株式会社や有限会社を除外した社名の五十音順に、くじ番号を付与する。

㈱ア…… くじ番号０

㈱イ…… くじ番号１

㈱ウ…… くじ番号２

⑵ くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

㈱Ａ くじの数 １２３

㈱Ｂ くじの数 ０７２

㈱Ｃ くじの数 ４５２

くじの数の合計 １２３＋０７２＋４５２＝６４７

余り ６４７÷３＝２１５…余り２

⑶ 落札者の決定

落札者は、余りの「２」と一致するくじ番号である「㈱ウ」

（別記）

福島県財務規則（福島県財務規則第１７号）抜粋

（契約保証金の減免）

第２２９条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和２２年勅令第１６５号)第１００条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 施行令第１６７条の５第１項又は施行令第１６７条の１１第２項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去２年間に国(予算決算及び会計令(昭和２２年勅令第１６５号)第９９条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成１５年法律第１１８号)第２条第２項に規定する地方独立行政法人をいう。第２４９条第１項第２号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)から(16)まで（略）

２　（略）

（入札保証金の減免）

第２４９条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2) 施行令第１６７条の５第１項又は施行令第１６７条の１１第２項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去２年間に国(予算決算及び会計令第９９条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)(4)（略）

２　（略）

様式１

一般競争入札参加資格確認申請書

平成２４年５月　日

福島県知事 佐藤 雄平 様

住　　所
商号又は名称
代表者・職氏名　　印

六価クロム自動分析装置の賃貸借に係る一般競争入札参加資格について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、下記１に掲げる資格要件に全て該当する者であること、さらに添付書類の内容は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号、以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に本県から施行令第１６７条の４第２項の規定による入札参加資格の制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品を国又は地方公共団体へ貸与した実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理及び部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者でること。

２ 添付書類

(1) 会社概要（任意様式）

(2) 業務経歴書（様式２）

(3) 主任技術者経歴書（任意様式）

(4) 入札説明書３(2)から(5)に示す入札者に必要な資格を有することを証明するに足りる書類（任意様式）

注：後日資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に返送先を記載し、８０円切手を貼った長３号封筒を、この申請書と併せて提出すること。

様式２

業　務　経　歴　書

発注者名	元請又は下請の別	業務名	業務場所のある都道府県名	契約金額	契約年月日

様式３

一般競争入札参加資格確認通知書

平成２４年　月　日

様

福島県知事 佐藤 雄平

先に申請のありました一般競争入札に係る参加資格については、下記のとおり確認しましたのでお知らせします。

記

<table>
<tr><td>公　　告　　日</td><td colspan="2">平成２４年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>件 名 及 び 数 量</td><td colspan="2">六価クロム自動分析装置　一式</td></tr>
<tr><td rowspan="3">本公告に係る入札参加資格の有無</td><td colspan="2">有</td></tr>
<tr><td>無</td><td></td></tr>
<tr><td>入札参加資格が無いと認　め　た　理　由</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">入 札 保 証 金 の 免 除 に つ い て</td><td colspan="2">免除する</td></tr>
<tr><td>免除しない</td><td></td></tr>
<tr><td>免 除 し な い と 認 め た 理 由</td><td></td></tr>
</table>

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

様式４

入　　札　　書

※１ 金　　額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

件名及び数量　六価クロム自動分析装置の賃貸借　一式

契約期間　　平成２４年６月１日から平成２５年３月３１日まで

納入場所　　福島県ハイテクプラザ　４階材料物性室２

くじの数　　　　※２

上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者・職氏名　　印

※３ 代理人氏名　　印

福島県知事 佐藤 雄平 様

（※１）金額の頭初に「￥」記号を併記すること。

（※２）同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値（０００～９９９。空欄をつくらないこと。０１２のように０（ゼロ）を記載する）を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、本入札にあたって作成する入札参加有資格者名簿において当該入札者に付された番号が記載されたものとみなす。

（※３）入札等の権限を委任された者が入札する場合には、当該委任された者の氏名を記載し、押印すること。

様式５

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

福島県知事 佐藤 雄平 様

委任者　住　　所
商号又は名称
代表者・職氏名　　印

私は下記の者を代理人と定め、下記業務の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件名及び数量	六価クロム自動分析装置　一式
契 約 期 間	平成２４年６月１日から平成２５年３月３１日まで
納 入 場 所	福島県ハイテクプラザ　４階材料物性室２

受任者（代理人）　　職名又は住所
氏　　名　　印

様式６

入札保証金納付免除申請書

平成　　年　　月　　日

福島県知事 佐藤 雄平 様

申請者　住　　所
商号又は名称
代表者・職氏名　　印

六価クロム自動分析装置の賃貸借に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく下記の書類を添えて申請します。

記

１　入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）

２　入札参加者が、過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する納入実績証明書（様式７。福島県が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写しを添付することができる。）

（注）提出書類により１又は２に○印を付すこと。

様式７

納入実績証明書

平成　　年　　月　　日

発　注　機　関	
委託業務件名	
納　入　場　所	
契約年月日	
数　　量	
納入物件の仕様	
契　約　金　額	

（注１）　納入実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

(1) 福島県が発注した契約の場合

ア 契約書の写し

(2) 福島県以外が発注した契約の場合

ア 発注機関の発行する納入実績証明願（様式８）

イ 納入実績証明願を添付できない場合は、内容等を証明できる書類

（注２）　契約金額は消費税を含む金額を記入すること。

様式８

納入実績証明願

平成　　年　　月　　日

様

申請者　住　　所
商号又は名称
代表者・職氏名　　印

一般競争入札の入札(契約)保証金免除申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記物件の納入実績を証明願います。

記

発　注　機　関	
委　託　件　名	
納　入　場　所	
契 約 年 月 日	
数　　量	
契　約　金　額	

上記のとおり納入されたことを証明します。

平成　　年　　月　　日

証明者　　印

様式９

一般競争入札に関する質問書

平成　　年　　月　　日

福島県知事 佐藤 雄平 様

入札参加者　住　　所
商号又は名称
代表者・職氏名　　印
電 話 番 号
ＦＡＸ番号
担当者職・氏名

公　　告　　日	平成　　年　　月　　日
委託件名及び数量	六価クロム自動分析装置の賃貸借一式
質　　問　　事　　項	

六価クロム自動分析装置仕様書

第１　総則

１　借入物品（以下「借入機器」という。）納入時の諸注意

(1) 搬入に先立ち、搬入計画や検収のための動作確認等について福島県ハイテクプラザと協議し、承認を受けたうえで実施すること。

(2) 借入機器の仕様変更は、原則として認められない。

ただし、バージョンアップ等の性能を向上させる改良が行われたことにより、納入仕様書記載内容に変更が必要となった場合は、事前に福島県ハイテクプラザと協議し承認を受けたうえで変更すること。

２　借入機器及び数量

六価クロム自動分析装置　一式（据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）

３　賃貸借契約期間

平成２４年６月１日から平成２５年３月３１日

４　借入機器の設置場所

福島県ハイテクプラザ（福島県郡山市待池台１－１２）

第２　借入機器の概要

１　機能

以下に示す性能等を有すること。

(1) 六価クロム量の連続測定が可能であること。

(2) JIS 法に基づくジフェニルカルバジド吸光光度法を用いていること。

(3) 定量下限値及び測定範囲について、0.02ppm～0.5ppm を満たすこと。

(4) 測定時間が 15 分／件を満たすこと。

２　その他

(1) 借入機器の搬入、据付、試運転、調整は納入者が行うこと。

(2) 取扱説明を行うこと、また、取扱説明書を提出すること。

(3) リース期間終了後は機器を返却することとし、撤去、運搬作業は納入者が行うこと。

賃貸借契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、六価クロム自動分析装置の賃貸借に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　この契約は、乙が六価クロム自動分析装置（以下「装置」という。）を甲に提供するとともに機器が常時正常な状態で稼働しうるように保守を行い、甲は、それに対して賃貸借料金を支払うことを目的とする。

（対象機器及び設置場所）

第２条　契約の対象機器及び設置場所は、次のとおりとする。

(1) 機器

六価クロム自動分析装置

(2) 設置場所

福島県郡山市待池台１－１２　福島県ハイテクプラザ４階材料物性室２

（賃貸借期間）

第３条　この賃貸借期間は平成２４年６月１日から平成２５年３月３１日までとする。

（賃貸借料金）

第４条　甲は、乙に対し賃貸借料金として、金　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　金　　円）を支払うものとする。

２　賃貸借料金は月ごとに支払うものとする。賃貸借料金の月額は前項の賃貸借料金に１０分の１を乗じた額とする。ただし、端数については、平成２４年６月分に繰り入れるものとする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、これを免除する。

（支払方法）

第６条　乙は、毎月初めに前月分の賃貸借料金を甲に請求するものとする。

２　甲は前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して３０日以内に支払うものとする。

３　甲は、その責めに帰すべき事由により、賃貸借料金の支払を遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌月から支払の日まで、年３．１％の割合で計算した額（１００円未満の端数は切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

（機器の保持）

第７条　乙は、甲が機器を常時正常な状態で使用できるよう適切な操作方法の指導並びに賃貸借期間中に１回の定期点検を実施し、調整を行うものとする。
２　機器が故障した場合は、甲の請求により、乙は直ちに社員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復しなければならない。
３　保守及び故障修理等により交換又は補充した物品、付属品等については、乙の負担とする。ただし、機器以外の消耗品に要した費用は甲の負担とする。

（機器の所有権）
第８条　機器の所有権は乙に属し、甲は善良な管理者の注意義務をもって、使用管理しなければならない。

（保険）
第９条　乙は、乙の負担により機器に動産総合保険を付保するものとする。

（損害賠償）
第１０条　甲又は乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合、通常かつ直接の損害について本契約で定める賃貸借料を限度として、損害賠償を請求できるものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

（機器の搬入方法）
第１１条　機器の搬入引き渡し、契約期間終了又は解約による搬出撤去は、乙が行うものとし、搬入搬出等に係る費用は乙の負担とする。
２　甲の都合による物件の設置場所の変更及び移転に係る費用は、甲の負担とする。

（秘密の保持）
第１２条　乙は、この契約による業務に当たって知りえた甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（個人情報の保護）
第１３条　乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約の解除）
第１４条 甲又は乙は、相手方が本契約に違反したときであって、当該違反に関する書面による催告を受領した後３０日以内にこれを是正しないときは、何らかの通知催促も要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
２　前項に基づき本契約を解除した場合、乙は甲に対し、それまでに賃貸借に要した費用を甲が定める

日までに支払うものとする。

3　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（談合による損害賠償）

第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第１４条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第１号から第４号のうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１１５号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第４９条第１項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第７項の規定又は同法第52 条第5項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第５０条第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第５項又は同法第５２条第５項の規定により確定したとき。

(3) 乙が、独占禁止法第６６条に規定する審決（同法第６６条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第７７条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が、独占禁止法第７７条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（定めのない事項の処理）

第１６条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第１７条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自をの１通を保管するものとする。

平成２４年　　月　　日

（甲）氏　名　　福　島　県
福島県ハイテクプラザ
所長　袖岡　賢

（乙）住　所
氏　名